

《農地法 第3条許可申請書 添付書類 一覧表》

番号	提出書類	備考	部数	チェック欄
1	申請書		3通	<input type="checkbox"/>
2	委任状	代理人が申請する場合	1通	<input type="checkbox"/>
3	土地の登記事項証明書 (全部事項証明)	所有権以外の権利が設定されている場合には、関係権利者の同意書が必要です	1通	<input type="checkbox"/>
4	土地の選定理由書	購入等に至った経緯等を詳細に記入してください	1通	<input type="checkbox"/>
5	農家証明書・耕作証明書	市外に住所等がある場合	1通	<input type="checkbox"/>
6	位置図	縮尺は1/20,000程度	1通	<input type="checkbox"/>
7	案内図	住宅地図のコピー等	1通	<input type="checkbox"/>
8	公図の写し	付近の地目を記入すること	1通	<input type="checkbox"/>
9	事業計画書	現在の経営状況や今後の付計画などを記入してください。	1通	<input type="checkbox"/>
10	住民票	世帯全員のを添付してください。	1通	<input type="checkbox"/>
11	その他申請に係る関係資料		1通	<input type="checkbox"/>

《注意事項》


- ① 農地を取得できる方は、通常、農家に限られます。
農家の方で貸し付けをしている農地がある場合には、貸し付けをしている農地は、本申請提出前までに返却していただく必要があります。
また、所有する農地及び借り受けている農地は、全てを自ら（世帯員でも可）が耕作を効率的に圃場として使用している必要があります。
- ② 申請者に代わって委任された方が本申請を行う場合には、委任状が必要になります。
- ③ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載されている所有者と申請人が一致しない場合は、住民票や戸籍などで関連が分かるものを添付してください。
- ④ 各種証明書や謄本等につきましては、本申請日より3カ月以内の交付されたものを添付してください。
- ⑤ 必ず事前に農業委員会へご相談ください。

※ 裏面に続く

- ⑥ 本申請の受付日は、原則毎月10日（休日等の場合はその翌日）としています。
- ⑦ 申請書を提出される際には、申請内容を説明することができる方が持参してください。
- ⑧ 本申請の標準処理期間は30日（鶴ヶ島市農業委員会許可の場合）となっています。

その他ご不明な点がございましたら、鶴ヶ島市農業委員会事務局までお問い合わせください。

鶴ヶ島市農業委員会事務局

 049-271-1111 内線：222・223